

令和 6 年度
青森市職員採用試験
大学卒業程度 事務（文化財）
Q & A

青森市総務部人事課

Q1 受験資格①の「考古学又はこれに相当する科目」とは？

(A) 考古学概論、考古学実習、考古学研究法等の考古学に関する科目が該当します。

Q2 受験資格①の「埋蔵文化財その他これに類する学科（コース・課程）」とは？

(A) 歴史学、史学、文化財、文化遺産、文化創生等の学科（コース・課程）が該当します。

Q3 受験資格①以外の学科（コース・課程）を専攻し、大学又は大学院を卒業（修了）後「考古学又はこれに相当する科目」を履修している場合、受験資格には該当するのか？

(A) 受験資格①には当たりませんが、発掘調査の経験、かつ、発掘調査報告書等の執筆実績がある場合は、受験資格②に該当します。

Q4 受験資格②の「考古学の専門知識」とは？

(A) 考古学に関する遺構・遺物、研究法、学史、発掘調査方法等の知識となります。

Q5 受験資格②の「発掘調査の経験」とは？

(A) 発掘調査における実測・測量、遺構掘削等の経験です。経験日数は問いません。

Q6 受験資格②の「発掘調査報告書等」については、発掘調査報告書以外に何かあるか？

(A) 遺跡や遺構・遺物等を扱った論文となります。

Q7 採用後の勤務公署はどこか？

(A) 基本的に縄文の学び舎・小牧野館内の文化遺産課等が想定されます。配置場所は、将来的に異動になる場合があります。また、勤務公署から発掘現場等への移動のために、自動車を運転することがあります。

Q8 最終合格発表後に証明できる書類の提出について、発掘調査経験と発掘調査報告書等の執筆実績を証明する書類は具体的にどのような書類か？

(A) 発掘調査の経験については、調査機関の責任者が認める証明書（任意様式）もしくは参加者氏名が確認できる発掘調査報告書の該当ページ及び報告書抄録の写しが必要となります。

報告書の執筆実績については、執筆を担当した部分の写し及び報告書抄録の写しが必要となります。また、論文を執筆している場合には、掲載書名・論文名・氏名・発行機関・発行年月日が記載された箇所の写しが必要となります。